

申込みはお済みですか？（容器包装のリサイクル）

～令和7年度の再商品化委託申込受付中～

申込期間：令和6年12月9日（月）～令和7年2月14日（金）

容器包装リサイクル法（以下「法」という。主務省庁：環境省・経済産業省・財務省（国税庁）・厚生労働省・農林水産省）により、

- 食品、清涼飲料、酒類、石けん、塗料、医薬品、化粧品等の製造事業者
- 小売・卸売業者
- びん、PETボトル、紙箱、袋などの製造事業者
- 輸入事業者（容器や包装が付いた商品の輸入等）
- テイクアウトができる飲食店・通販業者など



上記、「容器」「包装」を使って商品を売ったり、「容器」をつくっている事業者は、再商品化（リサイクル）の義務を負う可能性があります（但し、小規模事業者は除きます）。

※【**再商品化（リサイクル）の義務**】を負う**特定事業者**に該当するか否かは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会コールセンターにご相談ください。

なお、「特定事業者」でありながら、再商品化義務を履行していない場合は、平成12年4月の「法」の完全施行時まで遡及して義務を履行していただく（再商品化委託申込を行っていただく）必要がありますのでご注意ください。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のホームページ（<https://www.jcpa.or.jp>）、「リサイクル協会」で検索）では、再商品化委託申込に関する下記の情報を掲載しています。

・[特定事業者に該当するかどうかHP上でご確認いただけます「特定事業者の再商品化（リサイクル）義務判断チャート」](#)

・[判断に迷ったら、、、具体例を紹介しています「Q & A集」](#)

・[再商品化義務を履行した事業者を掲載「再商品化義務履行者リスト」](#)

・[再商品化実施委託料金及び拠出委託料金を算出できます（当年度・過年度）](#)

その他にも役立つ情報を掲載しています。

川辺町商工会：岐阜県加茂郡川辺町西栃井1376-1 Tel 0574-53-2327

●法律の概要、特定事業者の判断、遡及申込等に関する相談は、
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 コールセンター TEL: 03-5251-4870

●委託申込関係書類の請求は、
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 オペレーションセンター
TEL: 03-5610-6261 FAX: 03-5610-6245